

# 苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託仕様書

## 第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、苓北町(以下「委託者」という。)が委託する苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務(以下「本業務」という。)に適用する。

(目的)

第 2 条 本業務は、苓北町上下水道事業に地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)を適用(以下「法適用」という。)するにあたり、当該事業の会計方式を公営企業会計方式へ移行するため、公営企業会計システム(以下「システム」という。)を新たに導入することを目的とする。

(法適用の概要)

第 3 条 法適用の概要は次のとおりとする。

(1) 法適用対象事業

上水道、公共下水道、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業

(2) 法適用範囲 全部適用

(3) 法適用予定日 令和 6 年 4 月 1 日

(履行期間等)

第 4 条 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

	工程	期間
1	システム構築期間	契約の締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
2	システム仮稼働期間	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
3	予算編成稼働期間	令和 5 年 11 月 1 日から
4	本稼働及び保守開始	令和 6 年 4 月 1 日から

(準拠法令等)

第 5 条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

(1) 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)

(2) 地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)

(3) 地上公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)

(4) 地方公営企業資産再評価規則(昭和 27 年総理府令第 74 号)

(5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

(6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)

(7) 地方自治法施行規程(昭和 22 年政令第 19 号)

(8) 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)

(9) 地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)

- (10) 地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号)
- (11) 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)
- (12) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- (13) 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)
- (14) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- (15) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- (16) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)
- (17) 下水道法施行規則(昭和 42 年建設省令第 37 号)
- (18) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)
- (19) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (20) 地方公営企業操出基準(平成 28 年総財公第 50 号)及び同運用通知
- (21) 下水道事業における企業会計導入の手引き((公社)日本下水道協会)
- (22) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(総務省)
- (23) その他の関係法令、例規等

#### (業務計画)

第 6 条 受託者は、本業務の実施にあたり委託者と十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者通知書及び従事者名簿(管理技術者、照査技術者、担当技術者)
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が必要と認める書類

#### (管理技術者・担当技術者及び照査技術者等)

第 7 条 受託者は、本業務の特質を考慮し、公営企業会計制度と地方公共団体が実施している上下水道事業の業務内容について、専門的知識と経験を有する管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置するものとする。

2 管理技術者は、業務全般の管理責任者として、公営企業会計移行業務に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。なお、本業務の遂行に支障を来すと認められたとき、委託者は受託者に対して担当者の変更を求めることができる。

3 担当技術者及び照査技術者は、公営企業会計移行業務に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。

4 照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

#### (工程管理)

第 8 条 受託者は、作業工程に変更が生じる場合は、業務工程変更届(任意様式)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

(守秘義務)

第 9 条 受託者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、委託者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。これらは、本業務終了後及び解除後も同様とする。

(受託者の責務)

第 10 条 本業務の実施にあたり、受託者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において解決するものとする。また、本業務の終了後 5 年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び契約の内容に適しないものが発見された場合は、受託者の責任と負担において早期の訂正補充等の処理をするものとする。

(損害賠償)

第 11 条 本業務に伴い事故等が発生した場合、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容などについて、直ちに委託者へ報告しなければならない。

2 前項において生じた損害は、委託者の責任による場合を除き、受託者の責任において解決し、これらに係る費用はすべて受託者が負担するものとする。

(協議打合せ)

第 12 条 受託者は、本業務の主要な打合せにあたっては、管理技術者及び関係者を同席させ、委託者と十分に協議するものとする。なお、受託者は、打合せ時の内容を本業務に反映させるものとし、打合せ後 10 日以内に「打合せ記録簿」を作成し、委託者に提出しなければならない。

(成果品の帰属・著作権)

第 13 条 本業務の成果品やデータ等に関する所有権は委託者に帰属し、受託者は、委託者の承認を受けずに第三者に公表、貸与又は使用してはならない。ただし、システム等のプログラムに関する著作権は除くものとする。

(資料の貸与等)

第 14 条 受託者は、本業務の実施により必要な資料の収集を行う場合は、委託者が保有する資料等を借用書の提出をもって借用することができる。なお、貸与資料の管理取扱いには十分注意し、借用期間経過後又は本業務完了後は速やかに返却しなければならない。

(疑義)

第 15 条 本業務について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(契約変更)

第 16 条 委託者及び受託者は、契約内容に変更が生じた場合には、相手方に報告し、双方で協議のうえ必要があるときは契約変更を行うものとする。

(検査及び完了)

第 17 条 受託者は、本業務完了後に委託者の検査を受けるものとし、委託者から本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、受託者負担により、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務が完了したものとする。

(委託料の支払い)

第 18 条 委託者は、前条の検査を実施し受託者が合格した場合は、受注者に対して委託料の総額から前払金等を控除した額を支払うものとする。

## 第 2 章 公営企業会計システム

(業務概要)

第 19 条 苓北町上下水道事業への法適用にあたり、公営企業財務会計業務を適切かつ効率的に実施するための公営企業会計システムの構築及び導入を行い、稼働後の保守点検及び運用支援を行うものとする。

(調達内容)

第 20 条 本業務にて導入するシステムは次のとおりとする。

- ①公営企業会計基本システム 4 ライセンス以上
- ②予算編成システム 4 ライセンス以上
- ③決算統計システム 4 ライセンス以上
- ④固定資産償却管理システム 4 ライセンス以上
- ⑤企業債管理システム 4 ライセンス以上

(調達内容の詳細)

第 21 条 調達内容の詳細は次のとおりとする。

(1)システム要件

- ①LGWAN-ASP に対応したクラウド型のシステムで、クライアントは 4 台以上とすること。
- ②平成 26 年度施行の地方公営企業新会計制度に対応したシステムであること。
- ③公営企業会計システム詳細機能については、「苓北町上下水道事業公営企業会計システム仕様回答書」(様式 9)の機能を基本的に備えるものとする。なお、要件として掲げていない機能であっても標準機能として備わっているものについては、提案する公営企業会計システムから削除しないものとする。

- ④既存の上下水道料金システムと連携が図られること。
- ⑤既存の町財務会計システムと連携が図られること。
- ⑥システムの入替の際に、容易に新規に導入するシステムにインポートするためのデータのエクспортが行えること。
- ⑦経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的かつ信頼の高い堅牢なシステム構築を行うこと。
- ⑧導入時点での最新機器及び機能を導入すること。
- ⑨本業務における帳票等の出力は、既存のプリンタから出力できるものとする。なお、印字確認作業を含めたシステム動作確認を現地で行うこと。
- ⑩稼働後の OS やブラウザのアップデートに対して追加費用を伴わず速やかな対応が行われるシステムとする。
- ⑪既存のネットワーク環境を利用し、快適に作動できるシステムとする。

## (2) システム導入に関する作業

### ① システムインストール

公営企業会計システムを使用するパソコン及びサーバに対して、公営企業システム及び関連するソフトウェアのインストール及びセットアップを行うこと。

### ② データ構築・データ移行

(ア) システムを稼働させるために必要なデータ構築を行うこと。なお、導入する公営企業会計システムが稼働するために必要なマスタ等については、委託者と協議のうえ、受託者にて作成すること。

(イ) 委託者にて準備する固定資産台帳作成業務の成果物に基づき、固定資産データを作成すること。データ作成についての疑義がある際は、都度、委託者に問合せのうえ作業を進めること。

(ウ) 企業債台帳データを移行(入力)すること。

### ③ システムインテグレート

打合せ、SE 派遣、教育研修等システム導入に併せて、必要な事項を実施すること。

### ④ その他必要な関連機器、ソフトウェア等については、過不足なく選定すること。

### ⑤ 上記以外で公営企業会計システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

## (3) システム保守

### ① 常に最新の状態となるようにシステムのバージョンアップを行い、法改正等によりシステム機能が陳腐化する場合に、未然に改修を行うこと。

### ② システムの操作方法、エラーの回避方法、設置の変更方法等の委託者からの紹介に対応すること。

### ③ 保守対応窓口等を明確にした保守体制図を委託者に提出すること。

- ④操作マニュアル及び運用マニュアルを作成し、機能のバージョンアップ等の場合に遅滞なく改定を行うこと。操作マニュアルは業務処理、研修教材及び機能紹介に十分利用できるものとして、各機能単位に操作の手順、入力方法及びメッセージ等の説明を明確に記述したものであること。運用マニュアルは導入するシステムに関して、管理担当職員が行うべき作業の定義と内容及び作業スケジュール、操作方法等に関する説明を記述したものであること。なお、障害時の連絡方法、緊急対処方法等についても必ず明記すること。
- ⑤円滑に事務を処理することができるよう、少なくとも次の研修を実施すること。
- ア．各種マスタ設定に関する研修
  - イ．伝票作成事務に関する研修
  - ウ．予算編成(補正予算含む)事務に関する研修
  - エ．決算事務に関する研修
  - オ．固定資産管理に関する研修
  - カ．企業債管理に関する研修
  - キ．例月資料に関する研修
  - ク．その他委託者が必要と認める研修
- ⑥本稼働後、異動等に伴う新任職員に対しても⑤の研修を実施すること。
- ⑦平日、休日を問わず、原則として少なくとも午前8時から午後8時までの運用が可能であること。なお、メンテナンス等によりシステムを停止させられる必要がある場合は、この限りではない。
- ⑧担当者は、委託者からの電話、FAX、メールでの問合せに即応すること。問合せについては、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの対応とする。
- ⑨操作説明、運用フォロー、その他不具合対応など委託者が必要と考える場合に備え、保守員がおおむね3時間以内に対応できるところに拠点があること。
- ⑩契約満了時以降も事業が継続できるように、受託者は誠意をもって協力し、次期システムの業務稼働に必要となるデータを提供すること。また、委託者が定めた期限内に、業務を無理なく継続及び移行するための実施体制、実施内容(スケジュール含む)等を定めた実施計画書を提出し、承諾を得ること。その実施計画書に基づき、適宜システム運用の変更を反映した履歴を含む全てのデータを抽出し、委託者及び次期システム受託者と協議した方法で提供をすること。提供データに関する資料(ファイルレイアウト、コード定義書、ファイル関連表、件数表等)についても、適宜契約期間中の変更を反映した最新版とすること。提供データ等に伴う質疑等についても、委託者の指示に従い文書による回答や会議への参加等により対応すること。

- ⑪本契約の履行期間内における全部もしくは一部の解除、業務は丹治又はその他契約の終了事由の如何を問わず業務の引継ぎについても、原則、前項と同様に実施すること。

### 第3章 成果品

(成果品)

第22条 本業務の納入成果品は、次の資料等を事業ごとに分けて提出することとする。

- (1)業務完了報告書 1部
- (2)実績工程表 1部
- (3)打合せ記録簿 1式
- (4)協議の上必要となった資料等 1式
- (5)公営企業会計システム(マニュアル等含む) 1式
- (6)上記電子データ 1式
- (7)その他委託者及び受託者が必要と認めたもの 1式

(納品場所)

第23条 本業務の成果品納入場所は、次のとおりとする。

熊本県天草郡苓北町志岐 660番地 苓北町役場 水道環境課内

### 第4章 その他

(その他)

第24条 この仕様書に定めのない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。